

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

告示

- 県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表(二八三・環境整備課)……………1
- 平成二十年度家畜商講習会の実施(二八四・中央家畜保健衛生所)……………2
- 道路の供用開始(二八五・道路課)……………2
- 道路区域の変更(二八六～二九一・道路課)……………3
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定(二九二・建築住宅課)……………5

## 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(総合防災課)……………5
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………5
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(四八)……………5
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四九)……………6
- 政治団体の解散の届出(五〇)……………7
- 政治団体の収支に関する報告書(五一)……………9
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(五二)……………10
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(五三)……………10
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(五四)……………10
- 人事委員会規則
- 人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)……………11
- 公安委員会規則
- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(七・警務課)……………11
- 取用委員会告示
- 取用の裁決手続の開始の決定(七)……………11
- 土地取用事件の審理の開始(八)……………13

## 告 示

取用委員会の公示による通知  
 ○ 土地取用事件の審理開始の公示による通知……………13

秋田県告示第二百八十三号  
 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年秋田県条例第七十五号)第十条の規定により、平成十九年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十年六月二十七日 秋田県知事 寺田典城

一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数 四百二十三件(うち、内容の変更を伴う協議件数 八十六件)

二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数 四百二十三件

三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数 四百二十三件

四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量(トン)			最終処分
	中間処理	再生利用	合計	
燃え殻	四三九	〇	五六六	一二七
汚泥	一一、〇四二	一、八八二	二六、八四〇	一二、九二六
廃油	二九、八五九	一、六三八	三一、四九七	〇
廃酸	九、八九五	〇	九、八九五	〇
廃アルカリ	一五、〇〇四	〇	一五、〇〇四	〇
廃プラスチック類	三八、九九七	一、四二五	四二、五七七	二、一六五
紙くず	一五五	〇	一五五	〇
木くず	八七三	〇	八七三	〇

繊維くず	〇	一六	〇	一六
動植物性残さ	〇	三	〇	三
金属くず	〇	一五一	一〇六	二五七
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	一三六	一、三八九	七九一	二、三一六
鉱さい	三五	一三三	〇	一六八
がれき類	〇	二四	〇	二四
ばいじん	二二	一、七九六	〇	一、八一七
混合物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。)	六、二二〇	三二、一〇六	六六	三七、三八二
合 計	二一、六二〇	一四一、八八二	五、八九八	一六九、三九〇

五 環境保全協力金の納入額  
三千九百四十四万一千円

六 環境保全協力金の使途  
産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進のための事業や研究、適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。

秋田県告示第二百八十四号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、次のとおり平成二十年度家畜商講習会を実施するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定に基づき、公示する。  
平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 講習会の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十年九月十一日(木)及び九月十二日(金)  
午前九時から午後五時まで(受付開始時刻は午前八時三十分)
  - (二) 場所 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 秋田県中央家畜保健衛生所
- 二 講習会の内容

- (一) 家畜の取引に関する法令
- (二) 家畜の品種及び特徴
- (三) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病  
受講対象者  
昭和三十七年四月一日以後に行われた家畜商法の規定による講習会を受講し、終了証明書の交付を受けている者以外の者で、今後家畜の取引を営もうとする者であること。
- 四 受講申込書の受付  
(一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成二十年七月二十二日(火)から同年八月二十一日(木)までの午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 場所 住所地を管轄する家畜保健衛生所  
住所地在外の場合は、秋田県中央家畜保健衛生所
- 五 講習手数料  
(一) 金額 三千四百円
- (二) 納付方法 受講申込書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 六 その他  
(一) 家畜商講習会受講申込書の様式については、秋田県内の各地域振興局農林部及び各家畜保健衛生所並びに各市役所及び各町村役場に問い合わせること。

- (一) 講習会の受講者は、講習会の当日、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (二) 講習の詳細については秋田県中央家畜保健衛生所総務・衛生指導班(電話〇一八―八六四―〇四〇二)に問い合わせること。

秋田県告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	四百五十四号	鹿角郡小坂町十和田湖字十和田 湖国有林三〇八四林班は1小班 から字大川岱九〇番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成二十年六月二十七日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第二百八十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定  
 に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
四百五十四号			鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱二七番から八九番地先まで		七・〇〇〇〃四八・七五	〇・一〇七
	新	旧				
四百五十四号			鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱十七番地先から八九番地先まで		九・五〇〇〃一四・〇〇	〇・〇九八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第二百八十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定  
 に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
比内森吉線			北秋田市森吉字深渡家ノ前一五一番一から字碎湖二〇番一九まで		七・〇〇〇〃四一・〇〇	〇・五〇〇
	新	旧				
比内森吉線			北秋田市森吉字深渡家ノ上一六番二から字碎湖一二九番まで		一三・〇〇〇〃五〇・五〇	〇・五五九
比内森吉線			北秋田市森吉字深渡家ノ上一六番二から字碎湖一二九番まで		一三・〇〇〇〃五〇・五〇	〇・五五九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第二百八十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定  
 に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
比内森吉線			北秋田市森吉字橋向八九番一から字姫ヶ岱一四番一五まで		七・〇〇〇〃一〇二・〇〇	三・五七七
	新	旧				
比内森吉線			北秋田市森吉字橋向八九番八から字姫ヶ岱一四番一五まで		一〇・〇〇〇〃八一・〇〇	二・四八〇

新	比内森吉線	北秋田市森吉字橋向八九番八から字姫ヶ岱一四番一五まで	一〇・〇〇〇〇〜八一・〇〇〇	二・四八〇
---	-------	----------------------------	----------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第二百八十九号

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	百三号及び百四号	鹿角市十和田大湯字白沢九二番一地从九二番一四地先まで	一四・〇〇〇〇〜四三・〇〇〇	〇・六〇五
	新	旧	百三号及び百四号	鹿角市十和田大湯字白沢九二番一地从九二番一四地先まで	七・〇〇〇〇〜一一・〇〇〇	〇・六〇五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第二百九十号

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	百八号	由利本荘市島海町下川内字瀬中石四五番地先から矢島町坂之下字御嶽ノ下一三番三地先まで	一一・〇〇〇〇〜六九・〇〇〇	〇・九〇九
	新	旧	百八号	由利本荘市島海町下川内字瀬中石四五番地先から矢島町坂之下字御嶽ノ下一三番三地先まで	七・一〇〇〇〜三〇・五〇〇	〇・九〇九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第二百九十一号

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新				
一般国道	旧	新	二百八十五号	南秋田郡五城目町字羽黒前一六番二地先から富津内下山内字下川原四三番三地先まで	二六・〇〇〇〇〜四〇・〇〇〇	〇・一二五

一般国道	新	二百八十五号	南秋田郡五城目町字羽黒前一六番二地先から富津内下山内字下川原四三番三地先まで	二四・〇〇〇四〇・〇〇	〇・一二五
------	---	--------	--	-------------	-------

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年六月二十七日から同年七月十日まで

**秋田県告示第二百九十二号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、

告示する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	業務の開始の日	指 定 年 月 日
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号 東日本橋M-1ビル7階	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号 東日本橋M-1ビル7階	平成二十年七月一日	平成二十年六月二十日

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る点検整備の名称及び数量  
秋田県消防防災ヘリコプター「なまはげ」(川崎式BK117C-1型回転翼航空機)の三〇〇〇時間・二四ヶ月点検整備一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県知事公室総合防災課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十年六月十日
- 四 落札者の名称及び住所  
朝日航洋株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目四十九番四号
- 五 落札金額  
六千八百八十四万五千元
- 一 その他の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

- 六 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
平成二十年四月十八日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年六月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 アルカリ土壌改良推進ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
日高 伸
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市下新城中野字街道端西二四一―四三八  
(公立大学法人秋田県立大学内)
- 五 定款に記載された目的

選挙管理委員会告示

秋田県告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

佐藤文信後援会	中嶋 巖	佐藤雅人	北秋田市脇神字脇神圃ノ内八十一	平成二十年五月一日
佐藤健一後援会	佐藤 新正	花田重教	大館市岩瀬字代野九三―三	平成二十年五月二日
すがわら隆文後援会	成田 具世	菅原 田津子	能代市二ツ井町字比井野百十一―一	平成二十年五月七日
佐藤勇後援会	山田 利昭	青木 資朗	由利本荘市矢島町立石字悪戸百四十五	平成二十年五月八日
佐藤讓司後援会	周防 彦宗	村上 嘉夫	由利本荘市鳥海町上川内字田代百八十四	〃
湊屋啓二後援会	湊屋 啓二	石郷岡 修一	北秋田市元町四―十五	平成二十年五月十三日
佐々木誠後援会	若皆 忠夫	吉田 萬悦	横手市十文字町仁井田字町東四十	平成二十年五月十五日

秋選管告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十年五月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党角館支部	主たる事務所の 代表者 戸澤 清	主たる事務所の 代表者 仙北市角館町西長野中田十五	平成二十年五月七日
自由民主党秋田県秋田市第一支部	主たる事務所の 会計責任者 佐々木 章	主たる事務所の 会計責任者 太田 司郎	平成二十年五月九日
自由民主党秋田県南科医師支部	主たる事務所の 会計責任者 秋田市山王四丁目六―二十 合同ビル二F	主たる事務所の 会計責任者 秋田市山王三丁目七―一 瀧不動産ビル	平成二十年五月十三日
自由民主党秋田県にかほ市第一支部	主たる事務所の 会計責任者 斎藤 多喜子	主たる事務所の 会計責任者 横山 満男	平成二十年五月二十六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称		異動事項		内 容		届出年月日
金田勝年鹿角後援会	代 表 者	佐藤 祥二	新	大里 祐一	旧	平成二十年五月二日
秋田康友会	主たる事務所の所在地	秋田市山王四丁目六―二十 合同ビル二F		秋田市山王三丁目七―一 瀧不動産ビル三F		平成二十年五月七日
北林康司後援会	主たる事務所の所在地	秋田市山王四丁目六―二十 合同ビル二F		秋田市山王三丁目七―一 瀧不動産ビル三F		〃
工藤よしのり後援会	会 計 責 任 者	佐々木 清美		鈴木 喜悦		〃
工藤嘉範みのる会	会 計 責 任 者	金子 幹一		小野 秋雄		〃
秋田県歯科医師連盟金田勝年後援会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻町字大川反百七十一百二		秋田市山王二丁目七番四十四号		〃
秋田県歯科医師連盟野呂田芳成後援会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻町字大川反百七十一百二		秋田市山王二丁目七番四十四号		〃
秋田県歯科医師連盟二田孝治後援会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻町字大川反百七十一百二		秋田市山王二丁目七番四十四号		〃
夢と緑のネットワークのし	会 計 責 任 者	信太 了		信太 健吾		平成二十年五月八日
石井みどり秋田県後援会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻町字大川反百七十一百二		秋田市山王二丁目七番四十四号		〃
秋田県歯科技工士連盟	代 表 者	平川 直美		平塚 聡		平成二十年五月十六日
秋田を国際文化都市へ石塚ゆきこ後援会	代 表 者	石塚 則夫		佐藤 仁		平成二十年五月二十日
洪谷正敏後援会	会 計 責 任 者	柴田 隆雄		保坂 克廣		平成二十年五月二十三日
高貝ひさと後援会	主たる事務所の所在地	大仙市太田町太田字築地古館七十二		斎藤 多喜子		〃

秋選管告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年五月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

自由民主党象潟支部	政治団体の名称	池田好隆	代表者氏名	平成二十年四月十九日	解散年月日	平成二十年五月三十日	届出年月日
-----------	---------	------	-------	------------	-------	------------	-------

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
佐藤文信後援会	中嶋巖	平成二十年四月三十日	平成二十年五月一日
佐藤勇後援会	山田利昭	平成二十年五月一日	平成二十年五月二日
佐藤健一後援会	佐藤新正	平成二十年五月一日	〃
仲村力夫後援会	高橋尚	平成二十年四月一日	平成二十年五月七日
菅原隆文後援会	成田具世	平成二十年四月三十日	〃
秋田康友会	北林康司	平成二十年五月二日	〃
尾山周市郎後援会	長岐良博	平成十九年三月三十一日	平成二十年五月八日
小番勲後援会	小番晴樹	平成十九年三月三十一日	〃
佐藤譲司後援会	周防彦宗	平成二十年四月三十日	〃
泉合理毅男後援会	泉谷理毅男	平成二十年五月四日	〃
すずき誠一後援会	鈴木木誠一	平成十八年三月十六日	平成二十年五月十二日
池田千紗子後援会	池田久一	平成二十年三月三十一日	〃
湊屋啓二後援会	湊屋啓二	平成二十年五月十二日	平成二十年五月十三日
佐々木誠後援会	若皆忠夫	平成二十年五月十四日	平成二十年五月十五日
平泉庄治後援会	平泉庄治	平成二十年四月一日	平成二十年五月十六日
秋田を国際文化都市へ石塚ゆきこ後援会	石塚則夫	平成二十年五月二十日	平成二十年五月二十日



ささき正を励ます会	亀 山 精 司	平成二十年五月二十六日	平成二十年五月二十八日
中村ひろひこ秋田後援会	塚 沢 忠 隆	平成二十年五月三十日	平成二十年五月三十日

秋選報告書第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたひろひこ、回法第二十條第一項の規定に基づき、その経過を公表する。

平成二十年六月二十七日

秋田県選挙区選挙区長 田 中 忠 一

- Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
Ⅱ 報告書の要旨  
Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 **自由民主党象潟支部** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月30日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 487,419円

前年からの繰越額 372,382円

本年の収入額 115,037円

(イ) 支出総額 487,419円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附 100,700円

法人その他の団体からの寄附 100,700円

金田勝年事務所 秋田市 100,700円

その他の収入 14,337円

合 計 115,037円

(イ) 支出の内訳 487,419円

政治活動費 325,419円

組織活動費 162,000円

寄附・交付金 487,419円

合 計 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 162,000円

(2) その他の政治団体 政治団体の名称 **佐藤文信後援会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月11日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 10,000円

前年からの繰越額 10,000円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **秋田康友会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月7日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 246,063円

前年からの繰越額 246,063円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **佐々木誠後援会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月15日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 8,500円

前年からの繰越額 8,500円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **平泉庄治後援会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月16日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 5,220円

前年からの繰越額 5,220円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **ささき正を励ます会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月28日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 857円

前年からの繰越額 857円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **中村ひろひこ秋田後援会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年5月30日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 2,580円

前年からの繰越額 2,580円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
佐藤勇後援会 (平成20年分)	平成20年5月2日
佐藤健一後援会 (平成20年分)	〃
仲村力夫後援会 (平成20年分)	平成20年5月7日
菅原隆文後援会 (平成20年分)	〃
尾山周市郎後援会 (平成19年分)	平成20年5月8日
小番勲後援会 (平成19年分)	〃
佐藤護司後援会 (平成20年分)	〃
泉谷理毅男後援会 (平成20年分)	〃
すずき誠一後援会 (平成18年分)	平成20年5月12日
池田千紗子後援会 (平成20年分)	〃
漆屋啓二後援会 (平成20年分)	平成20年5月13日

秋田を国際文化都市へ石塚ゆきこ後援会(平成20年分)  
平成20年5月20日

秋選告示第五十二号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示す

る。  
平成二十年六月二十七日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	資 金 管 理 団 体	代表者氏名	届出年月日
湊屋啓二	市議会議員	湊屋啓二後援会	北秋田市元町四十五	湊屋啓二	平成二十年五月十三日

秋選告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項

項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
北林康司	県議会議員	秋田康友会	主たる事務所の所在	新	平成二十年五月七日
高員久遠	県議会議員	高員ひさと後援会	主たる事務所の所在	旧	平成二十年五月二十三日

秋選告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体	代表者氏名	届出年月日
北林康司	県議会議員	秋田康友会	主たる事務所の所在地	北林康司	平成二十年五月七日
山脇精悦	市議会議員	山脇精悦後援会	大館市比内町扇田字南扇田百二十八―一	山脇精悦	〃

泉谷理毅男	町議会議員	泉谷理毅男後援会	仙北郡美郷町金沢西根字西今泉九十七	泉谷理毅男	平成二十年五月八日
鈴木誠一	市議会議員	すぎき誠一後援会	大仙市板見内字一ツ森百七十四	鈴木誠一	平成二十年五月十二日
湊屋啓二	市議会議員	湊屋啓二後援会	北秋田市元町四一十五	湊屋啓二	平成二十年五月十三日
平泉庄治	市議会議員	平泉庄治後援会	大館市釈迦内字台野道下四十七番地	平泉庄治	平成二十年五月十六日

人事委員会規則

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月二十七日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表証人等休暇の項中「職員が」の下に「裁判員、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第七号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年6月27日

秋田県公安委員会委員長 芳賀 京子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中	総務課	公安委員会補佐室
		情報公開センター

公安委員会補佐	情報公開センター	取調へ監督業務
を	総務課	

に改め、同表警備第二課の項を削除し、

強	推進室
---	-----

第4条総務課の項に次の1号を加える。  
(10) 被疑者取調へ適正化のための監督に関すること。

第16条第1項の表中

総務課	公安委員会補佐室長	命を受け推進室の事務を掌理する。
-----	-----------	------------------

公安委員会	推進室	命を受け推進室の事務を掌理し、指揮監督する
を	総務課	
	公安委員会補佐室長	命を受け推進室の事務を掌理する。
	取調へ監督業務	

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成二十年六月二十七日

秋田県収用委員会委員長 豊口 祐一

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 冬柴 鐵三
- 二 右代理人 東北地方整備局長 久保田 勝

業務推進室 長 する

に改め、同表警備第二課全国植

を受け、公安委員会室の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

樹祭警備警備対策室長の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事  
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十一番三	地積 (平方メートル)	一五五・〇〇	登記簿上	実測	一九〇・九〇	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	一九〇・九〇
秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十一番二	地積 (平方メートル)	二四四・〇〇	登記簿上	実測	五三六・七四	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	五三六・七四
秋田県北秋田市森吉字森吉家ノ前	土地の所在	地番	地目	公簿	五十番	地積 (平方メートル)	七九・〇〇	登記簿上	実測	八三・八〇	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	八三・八〇

秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十八番二	地積 (平方メートル)	七九・〇〇	登記簿上	実測	九〇・五一	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	九〇・五一
秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十五番三	地積 (平方メートル)	四〇三・〇〇	登記簿上	実測	三、三七四・二六	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	三、三七四・二六
秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十五番四	地積 (平方メートル)	七九・〇〇	登記簿上	実測	八三・八〇	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	八三・八〇

四

秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十八番二	地積 (平方メートル)	二九〇・〇〇	登記簿上	実測	一、二八六・七八	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	一、二八六・七八
秋田県北秋田市森吉字森吉	土地の所在	地番	地目	公簿	五十五番四	地積 (平方メートル)	七九・〇〇	登記簿上	実測	八三・八〇	取用しようとする土地の面積(平方メートル)	八三・八〇

五

土地所有者の氏名及び住所  
 (秋田県北秋田市森吉字森吉家ノ前五十番について)  
 吉田法仁 持分五〇四分之二  
 現住所不明 ただし住民登録上の住所  
 秋田県北秋田市阿仁前田字下山根十六番地一  
 国土交通省 持分五百四分の五百二  
 (秋田県北秋田市森吉字森吉五十一番二、同字五十一番三、同字五十八番二について)  
 吉田法仁  
 現住所不明 ただし住民登録上の住所  
 秋田県北秋田市阿仁前田字下山根十六番地一  
 (秋田県北秋田市森吉字森吉五十五番三、同字五十五番四について)  
 吉田法仁 持分四八分の一  
 現住所不明 ただし住民登録上の住所  
 秋田県北秋田市阿仁前田字下山根十六番地一  
 国土交通省 持分四十八分の四十七  
 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 (秋田県北秋田市森吉字森吉五十一番二、同字五十八番二について)  
 シャープファイナンス株式会社  
 大阪市阿倍野区長池町二十二番二十二号  
 仮差押  
 秋田県信用保証協会  
 秋田県秋田市旭北錦町一番四十七号  
 根抵当権  
 (秋田県北秋田市森吉字森吉五十一番三について)  
 秋田県信用保証協会  
 秋田県秋田市旭北錦町一番四十七号

根抵当権  
 六 裁決手続の開始を決定した日  
 平成二十年六月十八日

**秋田県収用委員会告示第八号**

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成二十年三月七日に申請のあった一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号）第六条の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月二十七日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成二十年十月二十九日 午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目二番十二号
- ルポールみずほ 三階 芙蓉の間

**収用委員会の公示による通知**

**収用委員会の公示による通知**

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年七月十八日をもってその通知があったものとみなされる。

平成二十年六月二十七日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

一 級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件

二 通知書の名称

平成二十年六月十九日付け秋収委一四十九「審理の開始について（通知）」

三 通知を受けるべき者

- 一 秋田県北秋田市森吉字森吉家ノ前五十番、字森吉五十一番二同字五十一番三、同字五十八番二、字森吉沢五十五番三、同字五十五番四の土地の所有者 吉田法仁 住所不明 ただし、住民登録上の住所は、秋田県北秋田市阿仁前田字下山根十六番地

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄